

No. 7

現
行
例
規
集

一 商號ノ書キ方ハ次ノ通スルコト

株式會社 鈴木商店 (株式會社 鈴木商店トセザルコト)

支店出張所ニ在リテハ其ノ地名ヲ挿入シテ次ノ通スルコト

株式會社 鈴木商店○○支店 (又ハ株式會社 鈴木商店○○出張所)

二 商標ハ内地用



外國用



トシ適宜使用スルコト

◎東京ステーションホテル(重役専用室)使用ニ關スル件

(大正七年四月十六日人事通知第一〇〇號)

各位御上京中東京ステーションホテル第二十號室(重役専用室)ヲ御使用相成候向有之候處差支ヲ生シ候例モ少カラズ候ニ付御上京中同室御使用ノ必要アル場合ハ豫メ一應鈴木商店東京支店庶務課へ御協議相成度右御通知申上候也